

News Letter

2020
January
Vol.193

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5444-9333 | FAX 03-5444-9334
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

パスワードレスは進むか？

Markdown 文書という選択肢

他社会計ソフトご利用のユーザ様へ Plaza-i

GLS 一般会計のすすめ

サポートのつもりでスマホ操作を説明

長寿企業大国日本

アナログ手帳でヒストリー(履歴)管理

Plaza-i 最新バージョン情報

ベンチャー企業への投資に係る減税措置の創設

グループ通算制度

パスワードレスは進むか？

2019年5月に、Windows 10の大型アップデート「Windows 10 May 2019 Update」が公開されました。そのアップデートに含まれるもので、パスワードレスで最低4桁の英数字を入力するだけでログインできる「Windows Hello」という機能が追加されました。

昨今のニュースで企業が保有している情報がセキュリティ攻撃を受け、顧客のパスワード情報が漏洩している等が話題となりますが、パスワード流出してもこのパスワードレスの機能を使うことで、流出リスクが低減でき、より安全に利用ができる為、注目してみました。

「多要素認証」「パスワードレス」「生体認証」といったキーワードとともに、よく耳にするようになった単語の1つに、「FIDO2」というものがあります。

パスワードレスを推し進める業界団体 FIDO が、推奨する認証規格の1つが「FIDO2」です。「Windows Hello」はその FIDO2 を取得しています。

FIDO2 は、モバイル機器の生体認証や PIN などを使って、Web サイトやアプリへの簡単かつ安全なログインを可能に

する標準規格で、ログインがパスワードよりも優れた堅牢な暗号学的セキュリティがなされており、フィッシング・パスワード盗難、リプレイ攻撃から保護されます。

「パスワードと同じように、認証情報が流出したら危険」と思われるかもしれませんが、FIDO2 では「認証情報は登録したデバイスのみで利用可能」となっていて、デバイスでの認証結果の署名が認証サーバに送られるため、万が一認証情報が流出しても、デバイスが手元があれば不正アクセスは出来ません。

この仕組みが Windows 標準機能で提供されるのは画期的だと思います

FIDO2 導入により、企業としてシステム管理者が社内システムパスワード管理をすることや顧客のパスワード等の漏洩した場合重大なリスクとなる秘密情報の管理から解放されることとなります。

LINE PAY や YAHOO JAPAN のログインなど有名企業でも FIDO2 のよるパスワードレスの認証方式の導入が始まっています。

Window でのパスワードレスが標準機能に搭載されたことにより、パスワードレスが普及していくか、今後の動きに筆者は注視したいと思います。

II Markdown 文書という選択肢

はじめに

備忘録的なメモから議事録、設計書、手順書、就業規則、契約書に至るまで、社内には様々な文書があるかと思いますが、その作成編集にはどのようなツールとフォーマットをお使いでしょうか。

ツールとしては、Word、Excel、PowerPoint といった Office 系と、メモ帳あたりが多いかもしれないですね。

Markdown とは

Markdown とは、シンプルな構文によりプレーンテキスト形式で記述し、HTML やその他の形式に変換することを想定したフォーマットです。

例えば、

```
Untitled-1
1 # 見出し 1 : タイトル
2
3 ## 見出し 2 : 概要
4
5 * 箇条書き 1
6
7   * 箇条書き 1 - 1
8   * 箇条書き 1 - 2
9   * 箇条書き 1 - 3
10
11 * 箇条書き 2
12
13 ## 見出し 3 : 説明
14
15 * 箇条書き 1
16
17 * 箇条書き 2
18
```

のように書くと、

```
Preview Untitled-1 x
```

見出し 1 : タイトル

見出し 2 : 概要

- 箇条書き 1
 - 箇条書き 1 - 1
 - 箇条書き 1 - 2
 - 箇条書き 1 - 3
- 箇条書き 2

見出し 3 : 説明

- 箇条書き 1
- 箇条書き 2

のような見栄えになります。

多機能な Office 系ツールだけでなく、メモ帳を使う場合でも、見出しに■◇などの記号を使って分かりやすくしたり、中黒で箇条書きを表現したりすることがあるのではないのでしょうか。

つまるところ、見出しとリストだけでも文書を構造化し、概ね体裁を整えることはできるかと思います。そこに Markdown という選択肢が生まれます。

特徴について

IT エンジニアから見た Markdown の特徴としては、①プレーンテキストなので軽い、②シンプルな構文ながらそこそこ見栄えのよい文書が作れる、③ソースコード管理システムと合わせて、Markdown ファイルを扱うことで、ソースコード（の記述されたファイル）と同様に差分比較や履歴管理が容易、などが挙げられます。

ツールについて

Markdown を扱うにはエディタと、HTML や PDF として出力する環境が必要になります。

エディタについてはビューワを備えたものがおすすめとなります。弊社ではオープンソースの Visual Studio Code を利用しています。

また、出力には Visual Studio Code の拡張機能である Markdown Preview Enhanced (MPE) を使うのもよろしいかと思います。MPE は結構優れたものでして、ユースケース図、状態遷移図、クラス図などの UML まで記述することができ、特に設計書を作成する場合に役立ちます。

おわりに

Markdown は、個人・企業問わずソースコード管理と共同作業のためのウェブサービス [Github](#) や、プログラミング技術に関するナレッジコミュニティ [Stack Overflow](#)、[Microsoft のドキュメントサイト](#) などでも採用されています。昨年は、クックパッド開発者ブログさんにて、[Markdown と GitHub で社内規程を便利に管理](#) なんて記事もありました。

自社で何らかの開発をするような際にも、ソースコード以外の文書を伴うことは多々あることでしょう。

Office 系ツールにある図形、行列を結合した表など、多機能なツールでしかできないこともあります。それらの点を妥協することができ、前述の特徴を生かせれば、文書の効率的な作成や管理の容易性に繋がる可能性があります。このような文書のフォーマットもあるのだな、とご参考になれば幸いです。

II 他社会計ソフトご利用のユーザー様へ Plaza-i GLS 一般会計のすすめ

はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

Plaza-i を採用、導入し、利用するいきさつは様々ですが、もし、従来よりご利用されている会計ソフトを引き続き継続利用したいといったご事情を加味しながら Plaza-i を導入された場合、Plaza-i 販売管理システムなどから集計した数値をご利用中の会計ソフトへ別途入力するか、Plaza-i からご利用中の会計ソフトへ仕訳データ連携の仕組みを構築して運用されているのではと思います。

本稿はそのようなお客様へ会計機能を Plaza-i GLS 一般会計システムへ移行しワンデータベースによる運用をおすすめさせて頂くとともに、その理由にまで踏み込んで、考察していきたいと思えます。

Plaza-i GLS 一般会計システム紹介

Plaza-i GLS 一般会計システムは、一般会計という名称ですが、仕訳・元帳・試算表・財務諸表・消費税を処理するだけでなく、分析機能も含む、グループ企業対応の強力な財務会計システムとなっております。

多通貨・バイリンガル処理をはじめ、複数会社の連結処理、本支店会計処理や複数会計基準への対応、シェアードサービス、現預金口座／取引先コード／従業員コード／プロジェクトコードといった明細区分の管理、仕訳ユーザ定義コードを設けたり、共通経費配賦処理や消込処理、資金管理他までカバーしています。Plaza-i の基幹モジュールを利用したときの絶対的会計エンジンとして、ご利用頂ける会計システムとなっております。

内部統制を効率的に運用する

Plaza-i と他社会計ソフトの複数システム構成で業務されている場合、基幹システムと会計システムを繋ぐだけでなく、リスクの低減も含め、全体として内部統制に配慮したシステムとするには、多くの検討課題が発生し、コストがかかり過ぎてしまう傾向があります。会計機能を Plaza-i へ移行することで、前項で述べた機能をはじめとする Plaza-i GLS 一般会計システムを利用できること、それと同時に、

- ・ Plaza-i 会計締めの前に基幹モジュール締めに強制
- ・ Plaza-i 基幹モジュールの売上等の各種締めの早期化
- ・ 試算表画面から売掛取引残高明細や買掛取引残高明細に連動できる
- ・ ドリルダウンで仕訳から元の取引へジャンプできる
- ・ 財務会計と管理会計の一致が保証される
- ・ Plaza-i 基幹モジュールのみ使用されるべき勘定科目と会計側で入力する勘定科目が明確に区別され、勘定科目の不正、誤謬を排除できる
- ・ 経理側で取引全体に監視の目が効き、コントロールしやすい、会計でも勝手なことがしにくい、すぐに検知される

・ 取引先登録 WF など優れた取引先登録コントロールを会計側でも活用できる

・ OS、法令改正に伴うコストを削減できる

・ データベースを維持・管理する設備費用の抑制

・ インターフェースが統一され教育しやすい

といった多くのコントロールが**安価に実現可能**になります。

内部統制を効率的に運用し、会社全体のコントロールレベルを上げるためには、Plaza-i で会計含めワンデータベースで業務システムを構築すると、大変効果的であることが判ります。

GLS 一般会計への移行

必要に応じて、GLS 一般会計システムのライセンスを購入します。Plaza-i 基幹モジュールご利用のお客様の多くは、GLS 一般会計システムに関しては既にご購入済で、勘定科目マスターのみ登録されている状況ではと思います。

そのような場合、事前準備として、利用する会計系マスターの追加設定、財務諸表などアウトプットとなる帳票レイアウトを整えることや操作に慣れることの他に、会計の開始残高として、今期の期首日やご利用開始される直前月での月次決算時点の資産・負債・資本の残高を登録します。開始残高登録にあたっては、前期末の補助科目レベルの貸借対照表データをご用意頂きます。Plaza-i は、自動仕訳などによってそれまでに作成し蓄積されている過去仕訳データと新たに登録する開始残高データとの兼ね合いが問題になりますが、弊社コンサルタントへご依頼頂ければ、スムーズな開始残高の登録／データ移行をお手伝いさせていただきます。

おわりに

見てきましたように、何かしらの諸事情で仕訳データ連携を構築、運用されるなど他社会計ソフトと Plaza-i を併用されている場合も、業務見直しなどのお客様のタイミングに併せて、会計機能として Plaza-i GLS を利用する運用へ変更し、ワンデータベースで内部統制を効率的に運用することが可能になります。

本稿について、ご興味を持たれた／検討しているといった場合は、弊社営業(03-5444-9333 内線 81)やコンサルタント、[HP 資料請求](#)までお問合せください。お待ちしております。

II サポートのつもりでスマホ操作を説明

はじめに

最近、シニア世代でも LINE などを利用する人が多くなり、ポケモン GO などのゲームが健康にも良いと流行っているそうです。職業柄スマホに詳しいと思われるのか使い

方を質問されることが多いのですが、その際にはサポート業務や研修などで Plaza-i やツールの操作を説明した経験が使えると実感することが多々あります。

今回はソフトウェアの操作を利用者にマスターしてもらう場合の注意点として一般的に言われているようなことを、スマホのカメラ機能の操作方法を教える場合にどう生かしたかを振り返ってみました。年末年始に同じようなご苦労をされた方はあるあると思って頂けるかもしれません。

相手に通じない専門用語を使わない

スマホにもカタカナにも馴染みのない相手に「カメラのアイコンをタップします」と説明を始めると混乱します。最初に全く意味がわからないと思わせてしまうと相手のモチベーションも下がってしまうので、理解度に合わせて、例えばアイコンはマークなど表現を工夫する必要があります。「タップ」など、基本的な用語を覚えてもらう必要があれば、最初にそれだけを練習して慣れてもらいます。

最初に全体の流れを説明する

いきなり操作方法から説明を始めると何の話なのか、今自分が何をしているのかわからず理解できません。「スマホをカメラとして使って写真を撮って、撮った写真を後から見るやり方を説明する」と最初に伝え、一度操作して見せてみることでこれからやろうとしていることのイメージが沸き、理解が早くなります。

実際に自分で操作してもらう

いくら説明を聞いて理解した気になっても自分で操作してみないとマスターできません。教わりながら操作するだけではなく、実際に最初から最後までを通して一人で操作してもらいます。横で見ていると横で見ていて手間取っているところまで手を出してしまわないよう気を付けます。

正しい起動・終了方法を教える

スマホの場合は PC のソフトウェアとは少し事情が異なりますが、例えばアイコンの誤タップで知らない画面が出てきたなど様々な要因でどうしたらいいかわからない、という状況になることがあります。そのような困った状況ごとの解決方法を説明しても、状況が無数にあり次回どうしたらよいかかわからないので、「よくわからない画面になってしまった場合にどうすればいいか」という手順を理解してもらうようにします。アプリのタスクを終了させる、それでもわからなかったら再起動です。

同じ操作手順で教える

同じことを聞かれた場合、同じ操作手順で教えるようにします。慣れている人にとっては些細な差でも、慣れていない人にとっては大きな違いに感じる場合があります。サポートでは担当者ごとに説明が異なるように配慮しま

すが、スマホの操作方法の場合は質問する相手が違って答えが異なることはありがちなので、様々なやり方があることを理解してもらい、納得してもらうことも必要です。

話をよく聞いて相手の要望を理解する

今どんな現象が起きているのか、何を困っているのか、何がしたいのか、表面的に判断せず、相手の要望を理解するようにします。「何もしていないのに壊れた」と言われてもまず話を聞く、否定的なことを言わない、そうしないと相手もどうせできない、聞いても教えてもらえないと諦めてしまいます。余談ですが、筆者の周りでは指紋認証ができなくなった・再起動しても直らないという質問の 9 割以上は、センサーの不良や認証精度の原因ではなく認証するセンサーと違う場所に触れていることが原因です。

まず基本的なやり方を十分習得してもらう

スマホで写真を撮る方法としてはカメラアイコンから普通に撮影する他にも様々な手順がありますが、まずは基本の「カメラのアイコンからカメラを起動して写真を撮って保存する」やり方を最初に教え、使い方をマスターしてもらいます。全く分からない人からすると、いきなり色々な方法を説明されても混乱しますし、また、できない・難しいと最初に思ってしまうと嫌になってあまり利用せず、いつまでたってもできるようになりません。

十分使いこなせるようになり、カメラを急いで使いたい場合に操作が面倒だな、と実感できるようになった頃に初めて、「ロック画面からカメラを使う方法」を教えれば、便利な方法という印象で、追加で覚えるのも苦にならないはず。ただしタイミングを誤ると「もっと早く教えて欲しかった」と言われてしまうのはサポート業務と同じで難しい部分かもしれません。

II 長寿企業大国日本

はじめに

今回筆者は、令和 2 年、年始のテーマに「長寿企業」を取り上げます。

まず日本の企業におけるマクロの数値を確認していきま。日本の企業数は約 400 万社、うち法人は 190 万社程です。

新規設立法人は約 12 万 8,000 社です。リーマンショックの 2008 年以降増え続け、2017 年に 13 万社を超えましたが 2018 年に 2008 年以来初めて前年割れし、13 万を割りました（※総務省統計局『経済センサス』より）。

一方、倒産数は、ここ数年は 8,000 社ほどで推移しています。休業業・解散は 23,000 社（合計で年間 31,000 社程が倒産・休業業）です。

日本の長寿企業数

日本の創業 100 年以上の企業数は、約 33,000 社、200 年以上の長寿企業が 3,259 社という調査結果(※帝国データバンク『100 年企業の実態調査発表』(2019 年 4 月 9 日付))が存在します。この数字の意味をどう捉えたら良いのでしょうか。

海外の長寿企業数の状況と比較してみます。ファミリービジネスを専門に研究されている日本経済大学後藤俊夫教授によると、やや古いデータとなりますが、2008 年調査時点、日本は世界でも圧倒的な 1 位で 3,113 社、2 位ドイツ 1,563 社、3 位フランス 331 社、4 位イギリス 315 社ということでした。(2009 年別の統計情報として、韓国銀行調査では 2008 年時点、41 か国で創業 200 年以上の歴史を持つ老舗企業は 5,586 社、日本 3,146、ドイツ 837 社、オランダ 222 社、フランス 196 社、アメリカ 14 社、中国 9、台湾 7、インド 3、その他 1,152 社)世界中に存在する 200 年を超える長寿企業のうち、50%以上が日本の企業ということになります。

実は、昨年 2019 年は業歴 100 周年を迎えた企業がなんと 1685 社(有名企業では住友商事等も含まれます)もごぞいます。この理由として、1914 年に第一次世界大戦が開始され、1918 年に終戦となりますが、そのため 1919 年の創業が多かったのではないかと見方ができます。

エノキアン協会と日本の会員企業

皆様は、世界的に有名な長寿企業の組織、エノキアン協会をご存知でしょうか。フランスのリキュールメーカーであるマリー・ブリザール社が設立した協会です。この協会への入会条件の一つが、創業から 200 年を経ていることです。日本企業も有名な 8 社が会員です。会員の中でも最古の企業も日本で、石川県粟津温泉旅館法師(718 年創業)の他、和菓子の虎屋(1530 年)、酒造の月桂冠(1637 年)、中川政七商店(1716 年)等が会員です。

日本最古の企業は、聖徳太子とゆかりのある社寺建築の株式会社金剛組という建設会社(578 年創業 2006 年高松建設グループ参画)です。2014 年刊の書籍によれば、創業 300 年企業が 605 社、500 年以上が 39 社、1000 年越え企業も 7 社存在しています。

長寿企業が多い理由としては、海に囲まれた島国だったことも関連してか、他国と比べ平和が長かったこと、創業者が創業理念と経営理念を家訓として残し、事業継承を行

っていたこと、株主のために短期的な利益を上げるのではなく、家族経営=株主として創業者一族がかかわることも含め、何代にもわたる長期的な視野(何よりも継続させる意志を優先すること)で経営を行っていることがあげられると筆者は考えます。

長寿システム Plaza-i

因みに弊社は今年で 33 年目を迎えました。弊社の提供している Plaza-i システムも他社製品と比べたら長寿命システムです。10 年以上にわたり、Plaza-i をご利用されているお客様が多くいらっしゃいます。最も長くご利用されているお客様は 20 年以上、10 年以上ご利用の会社様で 90 社、14 年以上で 20 社おり、長期にわたりご利用頂いております。パッケージシステムでありながら、継続利用期間の視点から見たらオフコンと張り合える長寿システムと言えるのではないのでしょうか。

引き続き、Plaza-i の変わらぬご愛顧を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に

本コラムにおいては文中(※参照情報)の他、以下の書籍をもとに長寿企業についてご紹介致しました。※日本経済新聞社編『200 年企業』(日経ビジネス人文庫)2010 年 1 月 5 日刊、

※監修 後藤俊夫『百年企業 100 選未来に残したい老舗企業』(東方通信社)2014 年 2 月 1 日刊、

※グロービス経営大学院著 監修田久保義彦『創業三〇〇年の長寿企業はなぜ栄え続けるのか』2014 年 10 月 2 日刊

※『100 年企業強さの秘密』日経 MOOK(日本経済新聞出版社)2019 年 6 月 20 日刊、

※作間信司著『一倉定の社長学』プレジデント社 2019 年 12 月 3 日、

※WIRED 誌『VOL.23: GOOD COMPANY』(コンデナスト・ジャパン)2016 年 6 月 10 日刊。

II アナログ手帳でヒストリー(履歴)管理

はじめに

新たな 1 年が始まり、まっさらな手帳に予定を書き写す作業も一段落、昨年の手帳に書き残した ToDo も完了したところではないでしょうか。

読者の中にはそもそも紙の手帳なんてもう使ってない、Outlook やアプリの予定表を使っているから書き写す手間なんてなかったという人も多いでしょう。

筆者の場合、会社ではデジタルのスケジュール管理ツール・プライベートは紙の手帳とで併用しています。

今回はデジタル・アナログを併用していて気付いたアナログ手帳の思わぬ利点についてご紹介したいと思います。

いつものように予定の変更を書き込み

ある日、いつものように予定の変更を手帳に書き込んでみると、今変更しているこの予定は以前にも変更したことがあったと気がきました。

筆者は紙に書き込んだ予定を変更する際に、元の予定を取り消し線で消し、変更後の予定を書き込みます。この方法だと赤黒処理のように元の予定も変更後の予定も手帳に残ります。頻繁に変更があると手帳のカレンダーがどうしても汚れてしまいます。

取り消し線で消された予定を見ながら、こんなに何度も変更・リスケしている用事は本当に大事な用事なのだろうかと自問しました。

デジタル・スケジュールは変更が容易

デジタル・スケジュールツールといえば「Google カレンダー」、「Outlook 予定表」などがございます。

デジタル・スケジュールの最大のメリットは予定の変更が容易で、常に最新化しやすいということではないでしょうか。ドラッグ&ドロップで日時の変更や予定の延長を簡単に行うことができ、期間を指定して繰り返しの予定を入力したりできます。電話に出ながらマウスで予定をつかんで右に左に調整することができます。

ブラウザ、スマホで操作ができるので、家に忘れてくることもありません。満員電車内でもスマホを取り出すだけで予定の確認を行うことができます。

スペースの制限もないので、15分刻みの予定から、ToDoまで様々な内容を一日に詰め込むことができます。

アナログ手帳は修正しづらい

紙のアナログ手帳は、デジタル・スケジュールツールのメリットが反対です。記入した予定を容易には変更できません。「フリクション」のように消せるボールペンこそありますが、記入⇒消す⇒記入という行為がどうしても発生してしまいます。

繰り返し・期間のある予定であっても次の週のマスに書き込んだり、フリーハンドで線を引いたりしなければなりません。

カレンダー上だと書き込みできるスペースもそんなに大きくないので、予定は吟味して書き込むことになります。

安易に変更ができる予定って、重要なのか

デジタル・スケジュールは色も鮮やかに整理された予定表が完成します。

一方、紙の手帳には同じ予定でも、先方の都合で時間変

更された予定が取り消し線のすぐ下のスペースにあったり、商談の予定が次の日のマスに矢印で移動していたりと、無駄な取り消し線とともに予定が決まるまでの紆余曲折が跡に残ります。

しかし、そのおかげで手帳を見返すたびに自分が予定を組み上げるため、無駄だったかもしれない労力を気にすることができるようになりました。

筆者の感覚では、仕事でもプライベートでも頻繁に変更がある予定は商談も付き合いも、あまりうまくいった記憶がありません。2回も参加予定変更したセミナーは、学習効果も低かったように思います。そもそも2回も変更したということは自身の中で優先順位が低かったのでしょう。

そんな予定を先方と調整をしたり、予約を取り直したりする手間が発生しているのかと思うと時間ももったいない気がしてきました。予定を吟味するようになることで、取り消し⇒書き込みという作業が減り、スケジュール調整に振り回されることが減りました。

取引変更履歴の取得と照会

Plaza-i でも変更履歴を取得に関するメニューとして [GLS 仕訳ログ照会]、[SOE 変更ログの確認ボタン]、[SVC サービス契約-状況照会]、[PRJ 実行予算履歴照会]などがございます。本来の目的はログを追跡できるという統制的な意味合いが大きいものです。柔軟に変更対応をうけることはお客様にとって大きなメリットですが、契約内容や納入予定日の度重なる変更への対応などにはそれだけ取引コストが発生しています。変更履歴の照会による取引コストの可視化を通して、契約条件・業務フローの見直しに役立てることができるのではないのでしょうか。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2020年1月17日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

・Plaza-i.NET V2.02.11.03

II ベンチャー企業への投資に係る減税措置の創設

概要

2019年12月12日に、2020年度の税制改正大綱が正式に発表されました。その中の一つで、事業会社やコーポレートベンチャーキャピタル（CVC）がベンチャー企業に投資した際の優遇税制（オープンイノベーション税制）が創設されます。企業が自社にない技術やビジネスモデルを持つベンチャー企業と協業して新事業に参入するよう、税制も後押しすることとなります。これまで投資に関する減税は生産性向上につながる設備やソフトウェアなど償却可能な資産が主な対象でしたが、今後は2年間の期限付きではありますが、一定のM&Aも投資に関する減税の対象となります。

背景

昨今、IoT、ビッグデータ、ロボット、AI等の技術革新による第4次産業革命が進展し、製品のライフサイクルが短期化しています。このスピード感に対応していくためには、モノと情報、社会と技術、生産者と消費者など様々な繋がりにより新たな付加価値を創出する“Connected Industries”を生み出すことが重要であり、これを実現する手法として、社内外の技術、人材、ノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的にイノベーションを実現する、いわゆる「オープンイノベーション」が有効とされています。

特に、大企業などの事業会社にとっては、従来の自前主義から脱却し、新規事業開発等において研究開発型ベンチャー企業の技術と成長力を取り込んでいくこと、そして研究開発型ベンチャー企業にとっては、自社のコア技術を大企業が持つ販路やマーケティング等のノウハウの助力を得て、より大きなビジネスへとつなげていくことが必要となっています。

しかしながら、我が国は未だにオープンイノベーションの取組、特に事業会社と研究開発型ベンチャー企業による連携が上手く進んでいない現状にあります。また、日本企業の内部留保は2018年度で463兆円と7年連続で過去最高を更新しており、この内部留保の有効活用が課題となっています。

このような問題意識の下、オープンイノベーションの実現及び企業の内部留保の有効活用の観点から、ベンチャー企業への投資につき減税措置が講じられることとなりました。

制度の詳細

当該税制に係る主な要件等は以下の通りです。

【要件】

- ① 期間：2020年4月1日～2022年3月31日
- ② 出資者：事業会社又はCVCであること
- ③ 取得するベンチャー企業の株式：以下のすべてを満たすこと
 - ・ ベンチャー企業が既に事業を開始しており、設立後10年未満である
 - ・ ベンチャー企業に一定のオープンイノベーション性がある
 - ・ 経済産業大臣の証明を受けている
 - ・ 第三者割当増資による出資であること
 - ・ 払込金額が1億円以上（外国法人への出資の場合は5億円以上）である（※）
 - ・ その他一定の要件※出資者が中小企業の場合は1,000万円以上
- ④ 株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理すること

【取り扱い】

その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入することができます。ただし、ベンチャー企業の株式を売却するなど、株式の取得から5年以内に次の事由に該当した場合には特別勘定について益金算入が必要となります。

- ・ 経済産業大臣の証明が取り消された
- ・ ベンチャー企業の株式の全部又は一部を有しなくなった
- ・ ベンチャー企業から配当を受けた
- ・ ベンチャー企業の株式の帳簿価額を減額した
- ・ ベンチャー企業が解散した
- ・ その他一定の事由

想定される効果

当該税制では、2年間のうちにベンチャー企業へ出資を行い5年間保有することにより、投資額の約7.5%（損金算入額25%×税率およそ30%）分が減税（＝利回りの上昇）となり、出資を行うにあたってのハードルが下がります。したがって、ベンチャー企業に対するM&Aは今後より活発になることが見込まれます。

II グループ通算制度

令和2年度税制改正大綱から、現行の連結納税制度に代わるグループ通算制度をご紹介します。

1. はじめに

連結納税制度は、企業グループを一体とみなして法人税を計算する申告方法で、国税庁が公表している平成30事務年度法人税等の申告（課税）実績によると、令和元年6月末現在で約1万5千社が適用を受けています。ただ、グループ内の1社に修正申告が発生した場合、その1社だけでなくグループ全体で再計算が必要になるなど税額計算が煩雑で、企業側の作業負担が大きいことから、制度の簡素化を含めた抜本的な見直しが求められていました。

2. グループ通算制度について

令和2年度税制改正により、連結納税制度の仕組みを大幅に見直すとともに、制度を新たにグループ通算制度へ移行する改正が行われました。

グループ通算制度は、グループ内での損益通算が可能な点など現行制度の計算方法と同じ仕組みを採用している部分がある一方、各法人それぞれが個別に法人税額を計算し、それぞれが申告・納付を行う点や、グループ内の1社に修正申告が発生した場合でも、グループ全体で再計算せずに、修正申告が発生した法人のみで税額の再計算を完結させることができるようになった点が現行制度との相違点になります。

また、右の表に記載したとおり、税額計算の方法にも現行制度との相違点があります。そのうち以下の制度における中小法人の判定については、現行制度では親法人の資本金の額のみでの判定である一方、グループ通算制度では各法人の資本金の額の判定となるため、グループ内に資本金の額が1億円を超える法人が1社でも含まれている場合はグループ内の全ての法人が中小法人に該当しないことになり、制度の適用に制限を受けることになります。

- (1) 貸倒引当金の損金算入
- (2) 欠損金の繰越控除（100%損金算入）
- (3) 法人税の軽減税率
- (4) 特定同族会社の特別税率（留保金課税）の不適用
- (5) 中小企業等向けの各租税特別措置

その他、グループ内のいずれかの法人の平均所得金額が年15億円を超える場合には、グループ内の全ての法人が適用除外法人に該当することになる点も注意が必要です。

3. 連結納税制度の承認を受けている連結法人の取扱い

現在、連結納税制度の承認を受けている連結法人については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において

グループ通算制度へ自動的に移行するみなし承認規定があるため届出等の必要はありません。ただし、グループ通算制度への移行を取りやめたい場合は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることが出来ます。

内容	連結納税制度	グループ通算制度
受取配当等の益金不算入制度	連結グループ全体で計算	①関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（一定の上限額あり。）とする。 ②関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定はグループ全体の保有株式数により行う。 ③短期保有株式等の判定は各法人で行う。
寄付金の損金不算入制度	連結親法人の資本金等の額を使用して計算	各法人それぞれの資本金の額及び資本準備金の額の合計額を使用して計算
所得税額控除	連結グループ全体で税額調整	各法人で計算
中小法人判定	連結親法人の資本金の額で判定	一部制度について各法人の資本金の額で判定

4. 適用開始時期

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から開始されます。

5. おわりに

ここで紹介した現行制度との相違点はほんの一部です。新制度移行まで期間はありますが、現在連結納税制度の承認を受けている企業は、制度移行に伴う影響額を試算し、移行の取りやめを含めた早めの検討・準備が必要です。